

平成23年第5回当別町議会臨時会 第1日

平成23年11月22日(火曜日) 午前10時開会

議事日程(第1号)

開会・開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議会運営委員会報告

第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(和解及び損害賠償額の決定について)

第7 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(和解及び損害賠償額の決定について)

第9 議案第1号 平成23年度当別町一般会計補正予算(第4号)

議案第2号 当別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につ  
いて

議案第3号 財産の取得について

議案第4号 権利の放棄について

追加日程第1 渋谷俊和君に対する懲罰の動議

閉会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	山田明君	2番	古谷陽一君
3番	宮司正毅君	4番	渋谷俊和君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
9番	神林俊一君	10番	岡野喜代治君
11番	市川正君	12番	桐井信征君
13番	島田裕司君	14番	竹田和雄君
15番	柏樹正君	16番	後藤正洋君
17番	高谷茂君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	江口昇君
企画部長	増輪肇君
美しいまちづくり課長	堤和弘君
企画課長	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	辻野幸一君
経済部長	竹原陽一君
商工課長	長谷川敏君
建設水道部長	滝本隆志君
教育長	山内秀治君
教育部長	小山久夫君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局 長	中 越 辰 雄 君
次 長	五十嵐 一 夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
主 任	川 村 治 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成23年第5回当別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程でございますが、さきにお配りした日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

11番 市川 正 君

12番 桐井 信 征 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長(高谷 茂君) 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成23年11月22日、本日1日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高谷 茂君) 異議なしと認め、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長(高谷 茂君) 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

11月16日、東京都NHKホールで開催された第55回町村議会議長会全国大会に出席をいたしました。環太平洋経済連携協定に関する特別決議、東日本大震災からの復興に関する特別決議など審議をいたしまして、その結果、政府、国会などに要請することになりましたので、ご報告を申し上げます。

なお、復命書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。  
以上、報告を終わります。

---

◇

### ◎議会運営委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議会運営委員会報告を行います。

島田委員長。

○議会運営委員会委員長（島田裕司君） 議会運営委員会報告書。

平成23年度議会運営委員会は、所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告いたします。

なお、復命書、関係資料等につきましては、議会事務局に保管しております。

記。日程、平成23年9月28日から9月29日まで、1泊2日。

研修地、上川管内美深町、空知管内長沼町。

研修項目、議会運営と議会改革の2点について、美深町及び長沼町を訪問し、説明を受け意見交換を交えて研修をしてみました。美深町議会では、今求められている議会のあり方、委員会制度等の改革を進めることを目的に、平成21年3月に議会改革特別委員会が設置され、部会、特別委員会で議論を重ね最終報告書を取りまとめた経過について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。長沼町議会では、議会運営、議会改革について最近の取り組み状況や議会活性化特別委員会での検討事項、取り組み経過について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

出席者、議会運営委員会委員7名、正副議長、随行職員2名、計11名で行って研修を行ってまいりました。

以上、本委員会の報告といたします。

平成23年11月22日、当別町議会議長、高谷茂様。

議会運営委員会委員長、島田裕司。

○議長（高谷 茂君） 議会運営委員会報告を終わります。

復命書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、報告第1号を上程します。

提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成23年8月24日に発生した公用車の物損事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を10万1,750円と定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年11月7日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をいただくとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、報告第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成23年10月16日に発生した車両損傷事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を27万7,085万円と定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年11月11日付をもって専決処分いたしましたので、これを報告し、承認をいただくとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま当別町が支払う損害賠償額を27万7,085円と申し上げる

べきところ、85万円と申し上げたことを謹んで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号の上程、説明、  
質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議案第1号、第2号、第3号、第4号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案の理由を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第1号から第4号まで関連議案につきまして提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第1号 平成23年度当別町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,137万5,000円を増額し、その総額を81億9,684万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、減債基金積立金899万6,000円、当別町共生型コミュニティー農園整備事業補助金300万円を増額し、人事院勧告に基づき給料月額の変更などによる職員費62万1,000円を減額するもので、この財源といたしましては国庫支出金300万円、諸収入837万5,000円を増額し、措置いたしました。

次に、議案第2号 当別町職員の給料に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。人事院勧告に基づく本年12月から給料表の平均改定率0.23%の引き下げに伴う改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第3号 財産の取得についてであります。3月定例会において議決いた

いた当別町土地開発公社の解散に伴い同公社の債務を代位弁済したことによる救済権の一部に対する代物弁済として同公社が所有する土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第4号 権利の放棄についてであります。当別町土地開発公社の解散に伴い同公社の債務を代位弁済したことによる救済権のうち同公社財産による弁済後未収となる救済権について権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利を放棄することについて議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案第4件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 先ほども町長、ちょっと発言が違っていたのですが、救済権という症例の仕方何回もしているのですが、今この求償権の権利として、求償権ですから、正確にそれはしないと意味が違ってきますので、そのところもう一回はっきり聞かせていただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 再度訂正させていただきます。

今ご発議、ご指摘いただいたとおりでございますので、そのように求償権に改めたいと思いますので、どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君） 当別町土地開発公社の関係にかかわっての議題が今報告、提案されましたけれども、私開発公社の定款の中で解散に関して、具体的には2番目、24条の2項ですが、債務を弁済して、なお残余財産があるときは、当別町に寄附するものとするというぐあいにはうたっているのですが、借金ある場合についてはどうするかというのはこの定款にはうたっていない。それが今町の提案の中身だというぐあいに思うのですが、きのう事前にこの問題、土地開発公社の経過について説明いただいたのですが、この中でひとつ質問したいことは、平成16年、17年ぐらいから理事の中で議員の方が一斉に名簿からは抜けているということが一つあるわけなのですが、私が質問したいのは開発公社が今日そういうぐあいにして解散せざるを得ないと。その借金も町が受けざるを得ないという状況になった問題について、これは当別町だけではないと思いますけれども、全国的にバブルがはじけた以降、開発公社のいろいろな問題というのはマスコミでも通して知っていますが、しかしこの行政をチェックする議員が、我々の側ですけれども、開発公社の執行の理事、役員になるということで執行責任、言ってみれば町の行政にかかわった開発公社のかかわるということについて、私かなり問題があるのでないかというぐあいに思っていたのですが、今回に至るこの経過、このような提案せざるを得ない経過について、1つはそこら辺の功罪についてもうちちょっと説明していただきたいということが1つ。



それから、もう一つは、この資料を見ても、かなり途中まではプラスになって、取得価格から見て売却価格がかなり上回って、2倍、3倍もあって非常に健全な推移をしているという経過も数字の中ではあるのですが、そういった場合のこの残余というお金については町に全部入れられているのか、どうなっているのか。その処理について私はちょっとわからないので、2つ目は教えていただきたい。

それから、3つ目ですが、起債の関係、報告をちょっと受けたのですが、しかし起債といっても国のお金がそこで出るわけですから、国から当別町に入るといってもやはりそれは結果的には国民の負担というか住民の負担になるわけですし、そういう意味でいえばそれをつくらない、つくったことについて25年の起債の償還金かもしれないけれども、それは国からまた補充されるかもしれないけれども、しかしそれにしてもやはりこの開発公社の功罪や今日ここに至る経過について、もうちょっと町当局の反省というか姿勢が明確にしないと、町民がやっぱり納得しないのではないかなと私は思うのです。その点ひとつお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 美しいまちづくり課長。

○美しいまちづくり課長（堤 和弘君） ただいま土地開発公社に関する渋谷議員の質問にお答えします。

4点ほどあったと思うのですが、2点目の取得した金額に対して売却した価格がお渡しした資料上高額になって、その分利益があるとかというような内容のご質問ですが、基本的には公社が取得した際、町に売却する間に公社が借入れを行って対価を支払ったということで、売却に至るまでに借入金に対する借入れ利息等々がかかることになっています。結果的にそれらの合計された金額をもって町に売却をしているということで、その差額はすべて町の利益になってはおりませんので、要は取得するに要した必要を利息等かかって、最終的に支払いをするときに、この間要した費用として町と売却契約を結んでいることから、利潤があったというような金額ではないということをご理解いただきたいと思います。そういった意味で、そういった利潤をどうしたのかということについては、内容がそういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 副町長。

○副町長（近藤充徳君） それでは、渋谷議員にお答えをいたしますけれども、まず議員が理事になっていたけれども、平成17年から議員が理事をやめたということに関しての質問だったというふうに思いますけれども、これにつきましては土地開発公社の宅地がなかなか売れないということで、これを販売促進するためにどのように取り組んでいったらいいかということをご内部でいろいろ検討している中で、やはり民間のノウハウを取り入れて販売を促進していくことがベターでないかというような考え方から、理事の中に民間の方に入っていただいて、公社の運営をしていくというような考え方で民間の方に理事になっていただいたというふうに考えております。

それから、もう一点ですけれども、今回精算するのに起債を借り入れるというようなことから、それらについての反省点、どのように考えているかということでございますけれども、この宅地造成につきましては当別ダムの建設に絡みまして、水没地の水没する地権者の方々が移転先もない中で用地交渉等にはなかなか入れないというような意見がたくさんあったというようなことから、水没地権者の意向を確認した中で移転先というような考え方で宅地造成をしたということでございまして、結果としてその宅地は売れ残ったということでございますので、それを一般販売、宅地以外の一般の人にも販売をしていったところでございますけれども、社会情勢の変化等によりまして、なかなか販売が進まなかったというような結果が今日このような結果になったというふうに考えております。

現時点で考える状況としては、現在の状況は借入金に対する利息を支払うために、さらに借入れをしないとだめだというような状況でございますので、これらを早期に解消しなければ、ますます負債がふえていくというような状況でございますので、これを解消するためには早期にできるだけ早く解消したほうがそれだけ負債も少なくなるというような判断のもとで今回このような提案をさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 渋谷君。

○4番（渋谷俊和君）  
.....  
.....、.....  
.....、.....  
.....、.....  
.....、.....  
.....  
.....、.....、.....  
.....、.....、.....  
.....、.....、.....  
.....、.....、.....  
.....、.....、.....  
.....、.....、.....、.....

〔「議事進行上」と言う人あり〕

○4番（渋谷俊和君）  
.....  
.....、.....  
.....、.....  
.....、.....  
.....、.....、.....  
.....、.....、.....、.....  
.....、.....、.....、.....  
.....、.....、.....、.....

.....、.....  
.....、.....  
.....、.....  
.....、.....、.....  
.....、.....。



◎発言の取り消し

〔「議事進行上」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 後藤君。

○16番（後藤正洋君） ただいまの渋谷議員の発言につきましては、議会を侮辱するような趣旨があったと私は思っております。

よって、議事録を精査していただきまして、議運で議長の判断で対応をお願いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時31分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

休憩中に議運を開催いたしまして、今の副議長からの動議について検討をいたしました。

議長のほうから渋谷議員に申し上げますけれども、理事者側の答弁の中にはなかったかと思っておりますけれども、私ども議員のほうからこの平成16年から17年の間に各附属機関に対する議員の出向等については自粛をするということで、公社関係なく法律で定められた機関に、例えば都市計画審議会とか、そういう法で決められたもの以外については議員が全部そこから出向しないということに決めた結果、こういうことになっております。つまり公社からも議員がやめたということになりますし、それは理事者側には何も関係ない、私ども議会での決定であります。

今副町長側のお話の中で、私ども今議運開いて検討した結果、渋谷議員の言っているような副町長から議員がいることが邪魔になったと、そういうようなことはどの議員も感じられなかったということです。ここで休憩をとって、その間に議事録を精査したいというふうに思います。

休憩いたします。

休憩 午前 10時33分

再開 午後 4時36分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

渋谷君に申し上げます。

ただいま議会運営委員会を開催し、議事録を精査した結果、渋谷君の再質疑が議会の品位を落とす発言であると判断をいたしました。

よって、議員みずからの発言の取り消しを求めます。

〔発言なし〕

○議長（高谷 茂君） 取り消す意思がありませんので、地方自治法第129条第1項の規定により、渋谷君の発言のうち当該部分の発言の取り消しを命じます。

なお、ただいま取り消しを命じた発言は会議録から削除をいたします。



◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号の上程、説明、  
質疑、採決（続行）

○議長（高谷 茂君） 議案第1号、第2号、第3号、第4号、質疑を打ち切り、討論を省略して、原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号、第2号、第3号、第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「採決とらないんですか」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 議事進行いたします。



◎日程の追加

○議長（高谷 茂君） 先ほど竹田君のほか2名から地方自治法第135条第2項の規定により、渋谷俊和君に対する懲罰の動議が提出されております。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることについて採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とする

ことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。



### ◎渋谷俊和君に対する懲罰の動議

○議長（高谷 茂君） 追加日程第1、渋谷俊和君に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渋谷君の退場を求めます。

〔4番 渋谷俊和君退場〕

○議長（高谷 茂君） 提出者の説明を求めます。

宮司君。

○3番（宮司正毅君） 渋谷議員に対して懲罰動議を提出いたしました。

その理由を3つ申し上げます。まず、1番目に渋谷議員の今回の発言、議員が当別町土地開発公社の運営を邪魔をしていたというニュアンスの発言、これは議会議員を著しく侮辱するものであり、また副町長の答弁を曲解し、答弁者の意図とは違うことを、まるでご本人の発言と断定すること、これも大きな問題があります。2番目に、議長の発言取り消し命令に従わない議会ルールを無視した対応は、議員としてはあるまじき態度であると思います。3番目に、渋谷議員のこの議会での不穏当な発言は、議会の議事進行を著しく妨げるものであります。

以上をもちまして、懲罰委員会の設置を私は提案をいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、渋谷君に対する懲罰の動議を可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、渋谷君に対する懲罰の動議を可決することに決定いたしました。

本件については、委員会条例第6条の規定により、懲罰特別委員会が設置されました。

ただいま設置された懲罰特別委員会に本件を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長と渋谷君を除く全議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時48分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

特別委員会より正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

懲罰特別委員会 委員長 竹田 和雄君

副委員長 後藤 正洋君であります。

ただいまの報告のとおり、懲罰特別委員会の正副委員長が決定をいたしました。

なお、特別委員会は議会閉会中も開催するものとし、その費用は議会費をもって充当いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時49分

〔4番 渋谷俊和君入場〕

再開 午後 4時50分

○議長（高谷 茂君） 再開をいたします。



#### ◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成23年第5回当別町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 4時50分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員